回覧

12月3日～9日は
障害者週間



障害者週間とは

障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野の活動への参加を促進することを目的として定められています。

一人ひとりの理解と思いやりが、
誰もが暮らしやすい社会につながります。

障がい者に関するマークの紹介

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



出典：内閣府ホームページ　(https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html)

障害者週間啓発イベント

会場：市役所1階ロビー

12月3日（木）

11:00～13:00

パン・製菓などの授産品販売



社会福祉法人　青葉仁会

12月4日（金）

11:00～13:00

さをり織りなどの手芸品販売



クッキー・雑貨などの授産品販売



社会福祉法人　あけび

一般社団法人イーデンホール

12月8日（火）

10:30～12:30

クッキー・さをり織りなどの授産品販売



社会福祉法人
いこま福祉会

12月9日（水）

11:00～13:00

パン・焼き菓子などの手芸品販売



入浴剤などの販売



社会福祉法人　萌

合同会社　アイフォーミュラ

障害者週間実行委員：生駒市障害児・者を守る連合会／生駒市肢体不自由児者父母の会／生駒市手をつなぐ育成会／生駒市身体障害者福祉会／生駒市聴覚障害者協会／生駒市難聴者協会／生駒地区精神障害者家族会（ひだまり家族会）／生駒市民生・児童委員連合会／生駒市

障害者週間実行委員会事務局：生駒市社会福祉協議会　TEL　0743（75）0234

このチラシは共同募金の配分金を活用しています。